

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

直送済

原告 杉 並 区

被告 東 京 都 外1名

証 拠 説 明 書

平成18年1月12日

東京地方裁判所民事第38部合A係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士

吉 川 基 道

同

藤 田 康 幸

同

市 川 和 明

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲41	陳述書 原本	h17.12.19	山田宏	原告住民の自治意識が高いことなどの特性などを総合的に考慮して、裁量権を行使し、住基法30条の5第1項による本人確認情報の原告から被告東京都への通知に関し、当面、通知希望者についてのみ通知するとの判断を行うに至った経緯等	
甲42	意見書 原本	h18.1.10	黒田充	住基ネットによる住民の利便性が机上の空論であり、市町村にとってもほとんど利用価値がなく、住民のプライバシー権侵害の危険をもたらすものである事実	

甲43 甲44 の1 の2	証人調書 調査嘱託書 調査嘱託にかか る回答書につい て	写し 写し 写し	h17.10.27 h17.3.1 h17.3.28	裁判所書記官 裁判所書記官 横浜市長	横浜方式の採用により、横 浜市内外の行政事務につい て重大な支障が生じていな い事実
甲45	第145回国会 衆議院会議録第 22号	写し	h11.4.13	衆議院	改正住基法の提案理由に 「あわせて住民の本人確認 情報を保護するための措置 を講じようとするもの」で あることが含まれている事 実 改正住基法が地方分権を無 視して制定された経緯 住基ネットが、地方公共団 体共同の分散分権的なシス テムとして予定されている 事実 住基ネットが住民基本台帳 制度の基本的枠組みを変更 するものではないものとし て制度化された事実

甲46	の1 「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書」の公表	写し	h17.10.20	総務省	社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、より一層の適正な管理を望む声が強まってきたことを受けて、住民基本台帳の公開について制限が加えられる方向で法改正がなされてきた事実
	の2 住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯	写し	h17	総務省	
	の3 住民基本台帳法の目的	写し	h17	総務省	
	の4 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果(概要)	写し	h17	総務省	従来から、市町村において、プライバシー権保護の見地から、住民基本台帳の一部の閲覧請求に対する審査に際し、個別の条例等で閲覧手続や条件を厳格化するなどして、住基法や総務省令とは異なる独自の運用がなされてきた事実